

集団的自衛権の行使

首相「改憲で全面容認」

安倍晋三首相は一日の衆院予算委員会で、自民党の憲法改正草案に基づき九条を改憲すれば、他国を武力で守る集団的自衛権の行使

自衛権の位置付け

		集団的自衛権
憲法9条2項	国の交戦権はこれを認めない	憲法解釈で行使を認めず
憲法解釈変更の閣議決定(2014年)	わが国の存立が脅かされるなど明白な危険がある場合、武力行使できる	「限定容認」
自民党草案9条2項(12年)	自衛権発動を妨げるものではない(個別的と集団的を区別せず)	全面的に容認

を全面的に認めることになるとの考えを示した。安倍政権は昨年九月に成立した安全保障関連法で、集団的自衛権行使の一部を容認。首相は将来的には改憲による全面的な容認が必要だと認識を強調した。

首相は予算委で「国民の命を守り抜いていくために必要な国際法上持っている権利は行使できるとの考え方の下に、自民党草案を示している」と述べた。民主党の緒方林太郎氏が「集団的、個別的を含めて自衛権を行使できるようにすべきか」と質問した。安倍政権は二〇一四年七月の閣議決定で、集団的自衛権の行使を禁じた歴代政権の憲法解釈を変更。

他国への攻撃により、日本の存立が脅かされる明白な危険がある場合、集団的自衛権の行使が「限定容認」されるとした。首相は昨年の安保法審議で「現在の憲法下で認められる集団的自衛権の解釈変更は、これが限界だ」と強調していた。

政府が把握する他国による集団的自衛権行使の事例には、〇一年に米国がアフガニスタンを攻撃した際の北大西洋条約機構(NATO)の参戦や、一九七九年の旧ソ連によるアフガニスタン侵攻など、軍事介入の側面が強い。集団的自衛権行使を全面容認すれば、こうした軍事活動への日本の参加に道を開くことになる。

(新開浩)